

所有者を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告 について

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき、一般社団法人東京都農業会議（東京都農地中間管理機構）から所有者等を確知することができない農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項の規定において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年5月1日

東京都知事 小池 百合子

1. 申請に係る農地の所在等

(1) 所在及び地番

東京都あきる野市引田字櫻ノ岡164番、165番、167番1、168番1

(2) 地目：畑

(3) 総面積：4,194 m²

2. 申請に係る農地の利用の現況

かつて所有者の自作農地であり、所有者死亡以後は耕作の目的に供されていなかった。現況は遊休農地となっている。

3. 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

本裁定後、認定農業者に申請農地を貸し付け、農作物の栽培を行う。

4. 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

当該農地は、地域計画の区域外であるが、借受希望者の確保が確実と見込まれることから、一般社団法人東京都農業会議農地中間管理事業規程5(1)②の基準に適合するものである。

5. 希望する利用権の始期等

(1) 始期：令和8年7月1日

(2) 存続期間：10年間

(3) 借賃に相当する補償金の額：年額25,164円

6. 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年5月18日（月曜日）

(2) 提出先

東京都産業労働局農林水産部農業振興課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号（東京都庁第一本庁舎2
1階南側）

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の
所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

お問い合わせ

東京都産業労働局農林水産部農業振興課農地担当

電話番号 （03）5000-7187